

○ 大熊町、双葉町

昨年7月の本部会議で決定したとおり令和8年3月末で応急仮設住宅の供与が終了するが、公共事業等の関係から自宅の再建が間に合わず、供与期間内に応急仮設住宅から退去できないなど、特定の要件(※)に該当する場合は、供与期間を特例的に令和9年3月末まで延長する(特定延長)。

※ 特定の要件

- ① 自宅の再建は決まっているが、公共事業の工期等の関係から供与期間内である令和8年3月末までに応急仮設住宅を退去できない者
 - 環境省の被災家屋等解体事業(特定復興再生拠点区域内に限る)による家屋解体後、自宅を建て替えるが、解体工期等の関係で供与期間内に新たな住宅に移転できない場合
- ② 自宅の再建は決まっているが、建築工期等の関係から供与期間内に応急仮設住宅を退去できない者
 - 建築時期及び移転時期の関係で供与期間内に新たな住宅(新築、修繕、購入)に移転できない場合

(注)新たな住宅が令和8年度中に引き渡し予定の場合に限る

【参考】供与期間の延長イメージ

	現行	今後の方針
大熊町 双葉町 (全域)	R7年度(R7.4～R8.3)	R8年度(R8.4～R9.3)
	原則供与終了	特定の要件の該当者に限定して延長 特定延長

➢ 応急仮設住宅供与戸数 : 大熊町・双葉町 計517戸(R7.4.1現在)